<　不育治療助成事業　>

不育症のため，こどもを持つことが困難な夫婦に対し，医療保険適用外の不育治療を受けた場合において，その治療費の一部を助成することにより，経済的負担を軽減し，不育治療対策の充実を図ることを目的としています。

<　補助金対象者　>

1. 法律上，婚姻をしている夫婦。
2. 補助金交付予定日まで継続して町内に住所を有する者。
3. 補助金の交付申請の日において，夫婦いずれか一方が矢掛町に1年以上住所を有する者。
4. 補助の交付申請の日において，交付を受けることができる者及び世帯員に町税等の滞納がない者。

<　補助の対象期間　>

1. 矢掛町に住所を有するときに実施したものとし，不育治療後補助金交付予定日まで継続して，矢掛町に住所を有する場合に限る。
2. 補助の対象となる不育治療回数は，年度を問わず，1人につき**3回**を限度とする。

<　補助金額　>

1. 一不育治療あたり，３００，０００円を限度とする。
2. 補助の金額は，一対象者９００，０００円を限度とする。

<　申請に必要な書類　>

①矢掛町不育助成事業補助金交付申請書

②矢掛町不育治療助成事業受診証明書（医療機関が発行したもの）

③不育治療を行った医療機関の発行する領収書（原本）

④矢掛町に１年以上居住する法律上の夫婦であることを証明する書類（※別表参照）

⑤印鑑（シャチハタ不可）

⑥申請者（妻又は夫）名義の預金通帳

※不育治療にかかる医療費の支払いが終了した日の月から**３ヵ月以内**に申請をお願いします。

※④

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 必要な証明書類 |
| 夫及び妻が同一世帯の場合 | ・住民票の写し・戸籍全部事項証明書 |
| 夫又は妻が別世帯の場合 | ・それぞれの住民票の写し・戸籍全部事項証明書 |
| 夫及び妻が外国人の場合 | ・住民票の写し・婚姻事項のわかる証明書 |

* 口座の振り込みついては，**申請者の口座**に振り込まれることとなります。

（例）申請者：妻の場合→妻の口座

　　　　　　　夫の場合→夫の口座

※領収書の原本が必要な方は，あらかじめコピーをしていただき，原本とコピーの両方をご持参ください。役場でコピーを取る場合は１枚（片面）につき１０円が必要です。

* 申請書と証明書は，下記からダウンロードできます。

矢掛町不育治療助成事業補助金交付申請書（様式第１号）

矢掛町不育治療助成事業受診証明書（様式第２号）